
日本目録規則

Nippon Cataloging Rules

2018年版

日本図書館協会目録委員会編

第2部 属性

<アクセス・ポイントの構築>

セクション5 アクセス・ポイント

第26章 個人

2018年12月25日作成

2019年1月7日公開

* 問い合わせ先 日本図書館協会目録委員会： ncr@jla.or.jp

編集 日本図書館協会目録委員会

発行 公益社団法人日本図書館協会

〒104-0033 東京都中央区新川 1-11-14

Tel. 03-3523-0811 Fax. 03-3523-0841

第 26 章 個人

目次

#26 個人	2
#26.0 通則	2
#26.0.1 機能	2
#26.1 典拠形アクセス・ポイントの構築	2
#26.1A 識別要素の付加	2
#26.1A 識別要素の付加 任意追加	3
#26.1B 個人の名称であることが不明確な優先名称への付加	3
#26.1.1 称号	3
#26.1.1 称号 任意追加	4
#26.1.2 生年および（または）没年	4
#26.1.2 生年および（または）没年 任意追加	4
#26.1.3 展開形	4
#26.1.3 展開形 任意追加	5
#26.1.4 活動期間	5
#26.1.4 活動期間 任意追加	5
#26.1.5 活動分野、職業	5
#26.1.5 活動分野、職業 任意追加	5
#26.1.6 その他の識別要素	5
#26.1.6 その他の識別要素 任意追加	6
#26.2 異形アクセス・ポイントの構築	6

#26 個人

#26.0 通則

#26.0.1 機能

個人に対する統制形アクセス・ポイントは、次の機能を備える。

- a) 典拠形アクセス・ポイントおよび異形アクセス・ポイントを手がかりに、特定の個人を発見、識別できる。
 - ・複数の名称をもつ個人が存在するとき、その個人を識別できる。
 - ・個人が一般に知られている名称と異なる名称を使用しているとき、その関係を理解できる。
 - ・同一名称をもつ複数の個人が存在するとき、各個人を判別できる。
- b) 典拠形アクセス・ポイントを手がかりに、次の資料を発見できる。
 - ①特定の個人と関連する資料
 - ②特定の個人を主題とする資料
- c) 典拠形アクセス・ポイントを手がかりに、特定の個人と関連する他の個人・家族・団体を発見できる。

以上の機能を満たすため、特定の個人に対する典拠形アクセス・ポイントは、他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと明確に判別される必要がある。

異形アクセス・ポイントは、特定の個人を典拠形アクセス・ポイントとは異なる形から発見する手がかりとなる機能を備える。利用者が検索すると推測される形で構築する必要がある。

#26.1 典拠形アクセス・ポイントの構築

個人に対する典拠形アクセス・ポイントは、優先名称を基礎として構築する。

(参照：個人に対する優先名称については、#6.1 を見よ。)

夏目, 漱石

Marx, Karl

必要に応じて、優先名称に、#26.1A～#26.1B に従って、#26.1.1～#26.1.6 任意追加で規定する識別要素を付加する。

#26.1A 識別要素の付加

同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要な場合は、優先名称に必要な識別要素を付加して、次の順に記録する。各識別要素の付加の優先順位は、#26.1.1～#26.1.6 任意追加に従う。

- a) 展開形 (参照：#26.1.3 を見よ。)
- b) 称号 (参照：#26.1.1 を見よ。)
- c) 聖人であることを示す語句 (参照：#26.1.6a)を見よ。)
- d) 聖典等に含まれる名称であることを示す語句 (参照：#26.1.6c)を見よ。)
- e) 伝説上または架空の個人であることを示す語句 (参照：#26.1.6d)を見よ。)

- f) 人間以外の実体の種類を示す語句（参照：#26.1.6e）を見よ。）
- g) 生年および（または）没年（参照：#26.1.2）を見よ。）
- h) 活動分野、職業（参照：#26.1.5）を見よ。）
- i) 活動期間（参照：#26.1.4）を見よ。）
- j) その他の語句（参照：#26.1.6f）を見よ。）
- k) 霊であることを示す語句（参照：#26.1.6b）を見よ。）

ただし、同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要でなくても、その他の称号を除く称号（参照：#26.1.1a)～c)）を見よ。）および聖人、霊であることを示す語句（参照：#26.1.6a)、 b)）を見よ。）は、優先名称に付加する。

適切な識別要素が判明せず、同一の優先名称をもつ異なる個人の判別ができない場合は、異なる個人に対して同一の典拠形アクセス・ポイントを構築し、判別できないことを意味する名称未判別標示を付す。

（参照：#6.22）を見よ。）

#26.1A 識別要素の付加 任意追加

同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要でなくても、#26.1Aa)～k)の識別要素のうち判明するものを、優先名称にその順に付加する。

#26.1B 個人の名称であることが不明確な優先名称への付加

個人の名称であることが不明確な優先名称には、同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要でなくても、優先名称に次のいずれかを付加する。

- a) 実在の人間の場合は、活動分野または職業（参照：#26.1.5）を見よ。）
- b) 伝説上または架空の個人の場合は、それを示す語句（参照：#26.1.6d）を見よ。）
- c) 人間以外の実体の場合は、その種類を示す語句（参照：#26.1.6e）を見よ。）

#26.1.1 称号

称号は、同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要でなくても、優先名称に付加する。ただし、その他の称号は、同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要な場合に限り、優先名称に付加する。

（参照：#6.4）を見よ。）

a) 王族の称号

王族の称号を優先名称に付加する。

Anne, Queen of Great Britain, 1665-1714

アン, イギリス女王, 1665-1714

（優先名称は#6.1.3.2B 別法による例）

b) 貴族の称号

貴族の称号は、個人と結びつく資料や参考資料（貴族に関する資料を除く）において、個人の名称とともに表されるのが通常である場合のみ、優先名称に付加する。判断できない場合は付加する。

Disraeli, Mary Anne, Viscountess Beaconsfield, 1792-1872

c) 聖職者であることを示す語句

聖職者であることを示す宗教の階位などの語句は、優先名称が名で始まり、かつ個人と結びつく資料や参考資料において、個人の名称とともに表されるのが通常である場合のみ、優先名称に付加する。判断できない場合は付加する。

Paulus VI, Pope, 1897-1978

パウルス 6 世||パウルス 6 セイ, 教皇, 1897-1978

(優先名称は#6.1.3.2B 別法による例)

d) その他の称号

階級、名誉、公職者であることを示す語句が名称に付される敬称である場合は、それを優先名称に付加する。

#26.1.1 称号 任意追加

その他の称号は、同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要でなくても、優先名称に付加する。

#26.1.2 生年および（または）没年

同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要な場合は、生年および（または）没年を優先名称に付加する。

生年および（または）没年は、年のみを記録する。ただし、別の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要な場合は、月または月日を付加する。

(参照: #6.3~#6.3.3.2 を見よ。)

鈴木, 正義||スズキ, マサヨシ

鈴木, 正義||スズキ, マサヨシ, 1911-

鈴木, 正義||スズキ, マサヨシ, 1915-1993

Müller, Hans, 1900 April 20-

Müller, Hans, 1900 October 22-

Müller, Hans, 1900 October 27-

#26.1.2 生年および（または）没年 任意追加

同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要でなくても、判明する限りすべての生年および（または）没年を優先名称に付加する。

安部, 公房||アベ, コウボウ, 1924-1993

#26.1.3 展開形

同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要な場合は、個人の名称の展開形を優先名称に付加する。展開形は、個人の生年および（または）没年を付加できない場合に付加する。

(参照: #6.7 を見よ。)

Atkins, R. C. (Robert Charles)

#26.1.3 展開形 任意追加

同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要でなくても、判明する限り個人の名称の展開形を優先名称に付加する。ただし、この場合、生年および（または）没年の前に置く。

Berry, W. T. C. (William Thomas Charles), 1909-1983

#26.1.4 活動期間

同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要な場合は、個人の活動期間（職業従事期間を含む）を優先名称に付加する。活動期間は、個人の生年および（または）没年も、展開形も付加できない場合に付加する。

（参照：#6.3～#6.3.3 任意追加、#6.3.3.3 を見よ。）

#26.1.4 活動期間 任意追加

同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要でなくても、判明する限り個人の活動期間（職業従事期間を含む）を優先名称に付加する。

紫式部||ムラサキ シキブ, 平安中期

奈河, 九二助||ナガワ, クニスケ, 寛政-文化頃

福地, 蔵人||フクチ, クロウド, 17 世紀

#26.1.5 活動分野、職業

同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要な場合は、個人の活動分野または職業（または名称とともに表される職位や肩書等）を優先名称に付加する。活動分野または職業は、個人の生年および（または）没年を付加できない場合、またはそれだけでは判別に不十分な場合に付加する。

（参照：#6.5、#6.6 を見よ。）

渡辺, 一男||ワタナベ, カズオ

渡辺, 一男||ワタナベ, カズオ, 弁護士

中村, 功||ナカムラ, イサオ, 1935-

中村, 功||ナカムラ, イサオ, 1935- 医師

#26.1.5 活動分野、職業 任意追加

同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要でなくても、判明する限り個人の活動分野または職業を優先名称に付加する。

#26.1.6 その他の識別要素

#26.1.1～#26.1.5 任意追加で規定したもの以外のその他の識別要素には、a)～f)に挙げるものがある。a)および b)は識別のために必要でなくても、該当する場合は優先名称に付加する。c)～e)のうち複数該当する場合は、それぞれを丸がっこに入れるなどして区別がつくように記録する。

f)は、#26.1.1～#26.1.5 任意追加で規定された識別要素で、同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために不十分な場合に、優先名称に付加する。

(参照: #6.8 を見よ。)

a) 聖人であることを示す語句

キリスト教の聖人であることを示す語句(「Saint」またはそれに相当する語)を、優先名称に付加する。ただし、教皇、皇帝、王の場合は、付加しない。

La Salle, Jean Baptiste de, Saint, 1651-1719

b) 霊であることを示す語句

霊魂、心霊、神霊は、その個人に対する典拠形アクセス・ポイントに、霊であることを示す語句(「霊」、「Spirit」またはそれに相当する語)を付加して、霊に対する典拠形アクセス・ポイントを構築する。したがって、常に典拠形アクセス・ポイントの最後の要素となる。

Haven, Gilbert, 1821-1880 (Spirit)

c) 聖典等に含まれる名称であることを示す語句

宗教の聖典や外典等に含まれる名称は、適切な語句を優先名称に付加する。

d) 伝説上または架空の個人であることを示す語句

伝説上または架空の個人は、「伝説上の人物」、「架空の人物」、「Legendary character」、「Fictitious character」またはそれに相当する語を優先名称に付加する。

末摘花||スエツムハナ (架空の人物)

e) 人間以外の実体の種類を示す語句

人間以外の実体は、その種類を示す語を優先名称に付加する。

アイ (チンパンジー)

f) その他の語句

同一名称の他の個人と判別するために、生年または没年、活動期間(参照: #6.3 を見よ。)、活動分野(参照: #6.5 を見よ。)または職業(参照: #6.6 を見よ。)で不十分な場合は、その他の判別を可能とする語句を優先名称に付加する。

#26.1.6 その他の識別要素 任意追加

同一名称の他の個人に対する典拠形アクセス・ポイントと判別するために必要でなくても、判明する限りその他の識別要素を優先名称に付加する。

#26.2 異形アクセス・ポイントの構築

個人に対する異形アクセス・ポイントは、原則として、個人の優先名称または異形名称を基礎として構築する。識別に重要な場合は、#26.1.1~#26.1.6 任意追加に従って、識別要素を付加する。